

福島県産業廃棄物税の今後の在り方について (答申素案)

令和 7 年〇月

福島県環境審議会

目 次

1	はじめに	
2	産業廃棄物税の概要	
(1)	産業廃棄物税導入の経緯	1
(2)	税制度の概要	1
(3)	他道府県における税制度	2
3	本県の産業廃棄物の状況	
(1)	県内排出量の状況	3
(2)	県内最終処分量の状況	4
4	産業廃棄物税の施行状況	
(1)	納入・納付事業者数	6
(2)	税収等の推移	6
(3)	事業者別の税収状況	7
(4)	充当事業の実績	8
(5)	排出事業者等へのアンケート結果	12
(6)	自社最終処分事業者等へのアンケート結果	12
(7)	特例納付事業者へのヒアリング調査結果	13
(8)	併せ産廃の状況調査結果	14
5	産業廃棄物税の今後の在り方について	
(1)	税制度の継続の必要性	17
(2)	税制度	18
(3)	税の用途	23
6	その他	23
<参考資料>		
	全国の産業廃棄物税制度の概要	24
	産業廃棄物税充当事業一覧	26

1 はじめに

本県では平成18年4月1日から福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）を施行し、以降5年ごとに3回の検証（平成22年、平成27年、令和2年）を行い、いずれにおいても適用期間を延長し、現在に至っている。

本条例において、令和7年度末を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、令和8年度以降の産業廃棄物税の在り方について本審議会での検討を行った。

- 令和6年 5月20日 諮問
- 5月31日 環境審議会（制度の在り方検討）
- 9月 6日 環境審議会（制度の在り方、中間とりまとめ案の検討）
- 9月27日 地方税制等検討会への検討依頼
- 10月23日 「中間とりまとめ」に対するパブリック・コメント
～11月25日 の実施
- 令和7年 1月24日 地方税制等検討会からの報告
- 5月27日 環境審議会（答申素案）
- 6月下旬 環境審議会（答申案）

2 産業廃棄物税の概要

（1）産業廃棄物税導入の経緯

循環型社会の形成に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取組の促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきたが、これらの対策に加え、市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法が循環型社会の形成に有効な手法であると考えられることから、産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）を平成18年4月1日から施行した。

（2）税制度の概要

ア 目的

（ア）産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。

（イ）産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

イ 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は産業廃棄物の中間処理業者

ウ 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

エ 税率

1,000円／トン

オ 徴収方法

（ア）排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。

※ 特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。

(イ) 排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

カ 課税の特例

(ア) 排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に $1/2$ を乗じたものを課税標準とする。

(イ) 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に $1/2$ を乗じたものを課税標準とする。

キ その他

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物は課税対象としない。

(イ) 産業廃棄物税は、本県が独自に導入した法定外目的税（※）である。

※ 特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税。

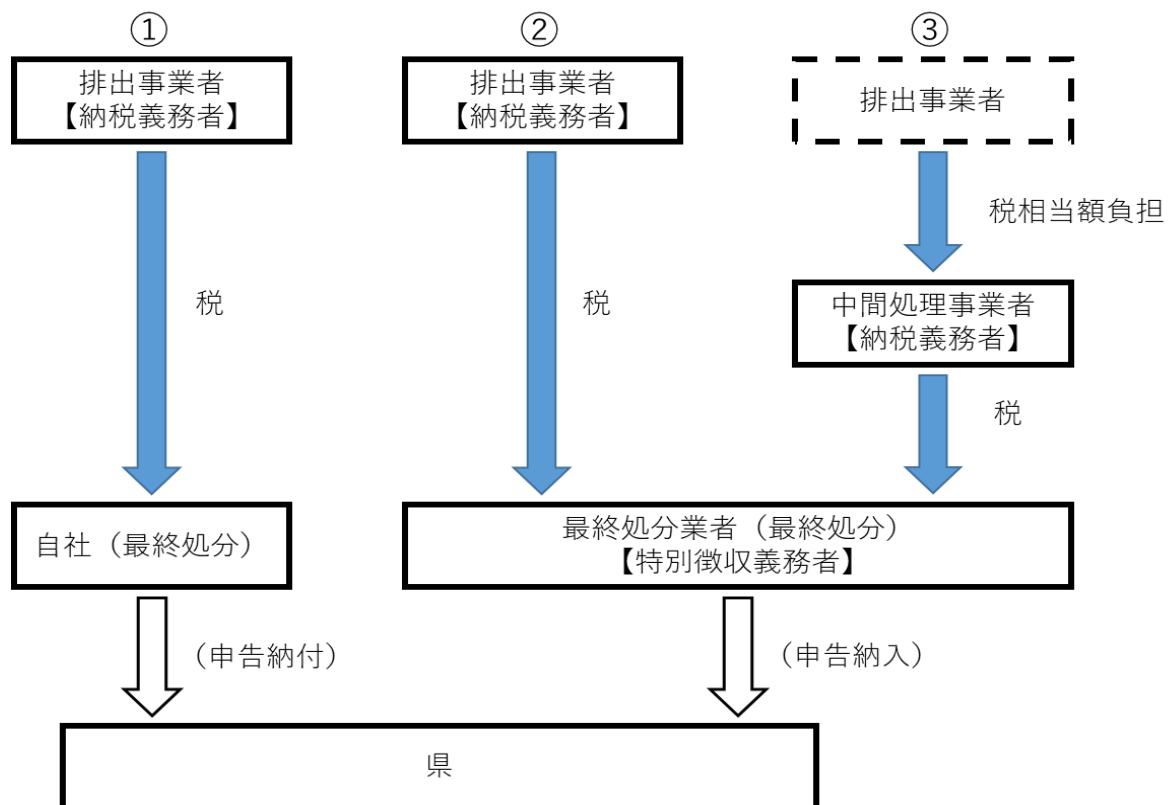


図1 税の仕組み図

(3) 他道府県における税制度

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、令和4年8月時点で本県を含む27道府県で導入されている（詳細は参考資料）。また、東北地方では6県全てで導入されている。

産業廃棄物関係税を導入している２７道府県のうち、排出事業者が年間排出量から税額を計算して県に直接申告納付する方式（事業者申告納付方式）を採用しているのは２県のみであり、これ以外の道府県は最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式（特別徴収方式）を採用している。

また、税率は、本県を含めた全２７道府県において１トン当たり１，０００円となっている。

現時点では、見直しを経て、全２７道府県が制度を継続している。

３ 本県の産業廃棄物の状況

（１）県内排出量の状況

平成２９年度以降、産業廃棄物の排出量は、緩やかにではあるが、減少傾向にある。

東日本大震災の復旧・復興工事が落ち着いたことにより、建設業からの排出量が減少していることに加え、令和元年以降では、新型コロナウイルスのまん延による景気低迷、水害、地震などの自然災害で工場等が被災し、稼働を停止したことなどが排出量の減少の一因になっていると考えられる。

県内の産業廃棄物の排出状況を種類別にみると、主たる産業廃棄物としては、汚泥、がれき類、ばいじんの順に多く、全体の約８割を占めている。

さらに、業種別にみると、製造業、電気・ガス・水道業、建設業で約９割となっている。

表１ 県内の産業廃棄物の排出量状況

（単位：千トン）

	H18 2006 年	H19 2007 年	H20 2008 年	H21 2009 年	H22 2010 年	H23 2011 年	H24 2012 年	H25 2013 年	H26 2014 年
産業廃棄物 排出量	8,632	8,469	8,334	8,218	7,994	7,454	8,052	8,490	8,320
	H27 2015 年	H28 2016 年	H29 2017 年	H30 2018 年	R 元 2019 年	R2 2020 年	R3 2021 年	R4 2022 年	R5 2023 年
産業廃棄物 排出量	7,936	7,333	7,844	7,822	7,722	7,498	7,457	7,134	6,958

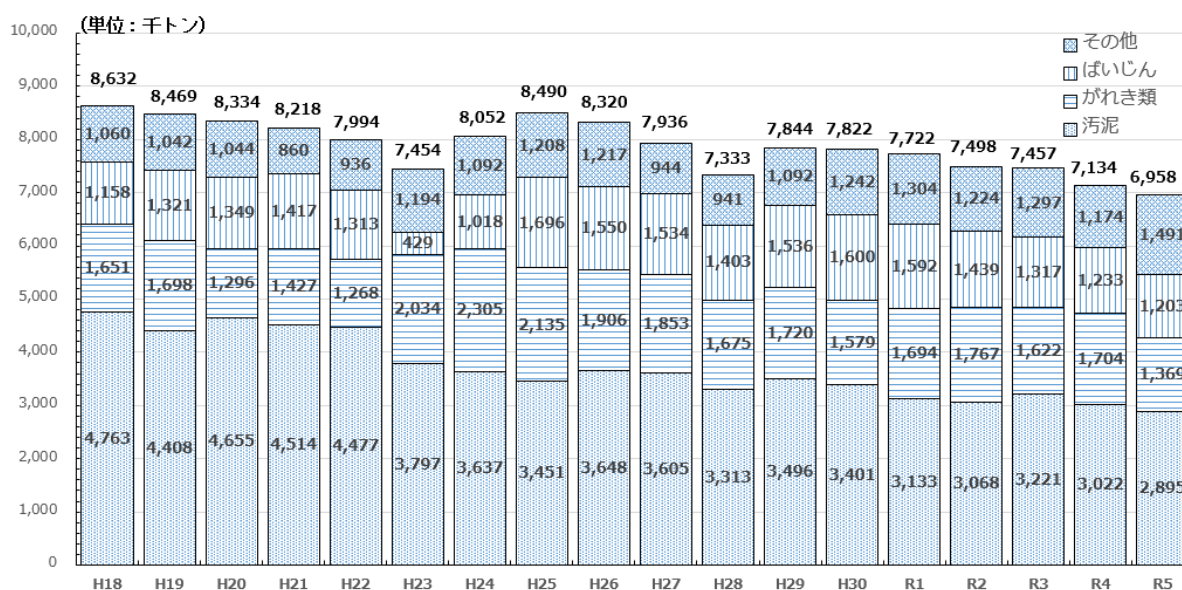


図2 産業廃棄物排出量の推移（種類別）

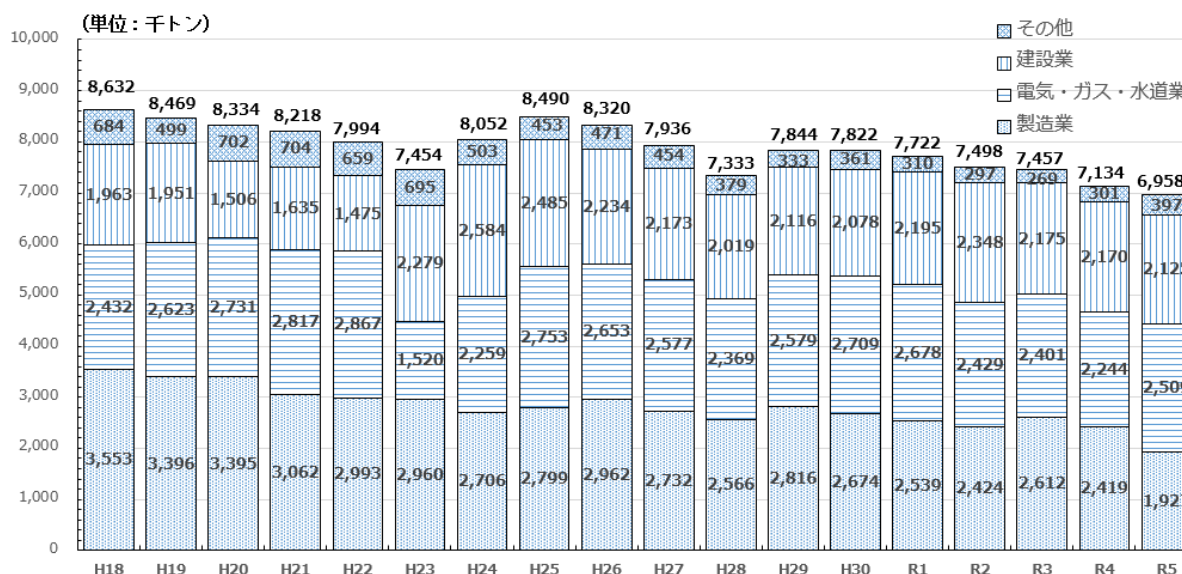


図3 産業廃棄物排出量の推移（業種別）

(2) 県内最終処分量の状況

産業廃棄物の最終処分量については、平成24年度から平成28年度にかけて減少していたが、近年は横ばいで推移している。

産業廃棄物の種類別の最終処分量をみると、汚泥、ばいじんが減少傾向にある一方、廃プラスチック類は横ばいで推移している。

なお、業種別の最終処分量をみると、建設業、製造業、電気・ガス・水道業が全体の9割以上を占めており、電気・ガス・水道業が減少傾向にあるものの、建設業、製造業では、横ばいで推移している。

近年では、製造業、建設業からの汚泥の排出量が減少したことに加え、電気供給業（電気・ガス・水道業）から排出されるばいじんの再生利用が進んだことで最終処分量が減少したと考えられる。

一方で、廃プラスチック類については、平成29年度以降、諸外国が廃プラスチック類の輸入を規制したことにより、国内での廃プラスチック類が滞留し、また、再生利用も飽和状態になっていることが最終処分量にも影響していると考えられる。

表2 県内発生産業廃棄物の最終処分量

(単位：千トン)

	H18 2006 年	H19 2007 年	H20 2008 年	H21 2009 年	H22 2010 年	H23 2011 年	H24 2012 年	H25 2013 年	H26 2014 年
産業廃棄物 最終処分量	613	696	800	718	726	523	961	835	681
	H27 2015 年	H28 2016 年	H29 2017 年	H30 2018 年	R 元 2019 年	R2 2020 年	R3 2021 年	R4 2022 年	R5 2023 年
産業廃棄物 最終処分量	570	471	541	573	509	511	643	615	630

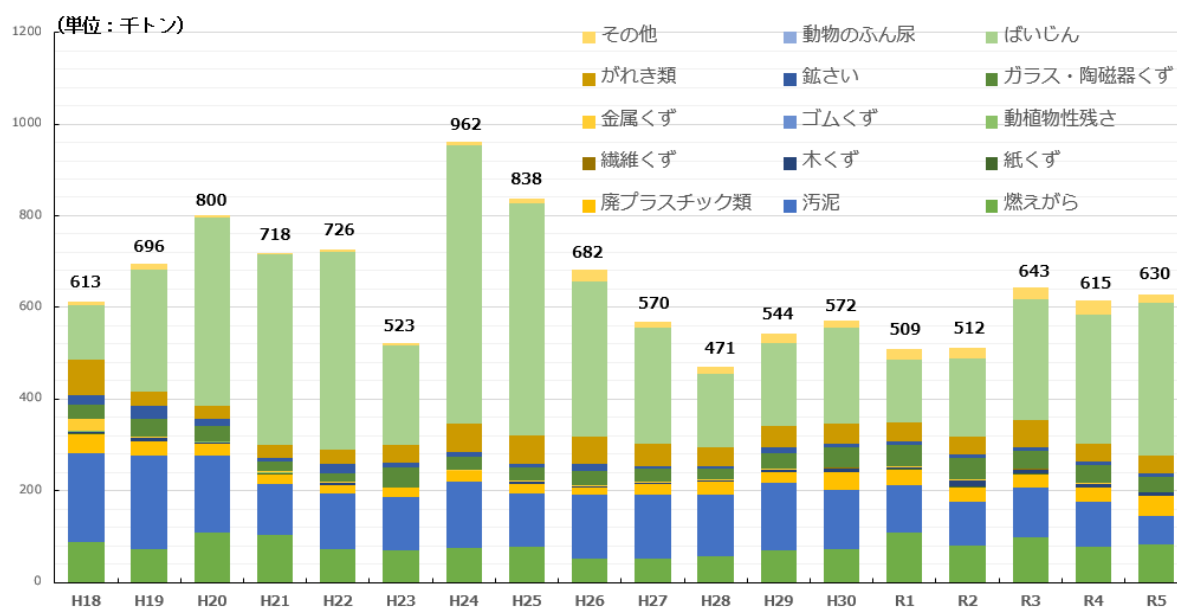


図4 産業廃棄物の最終処分量の推移（種類別）

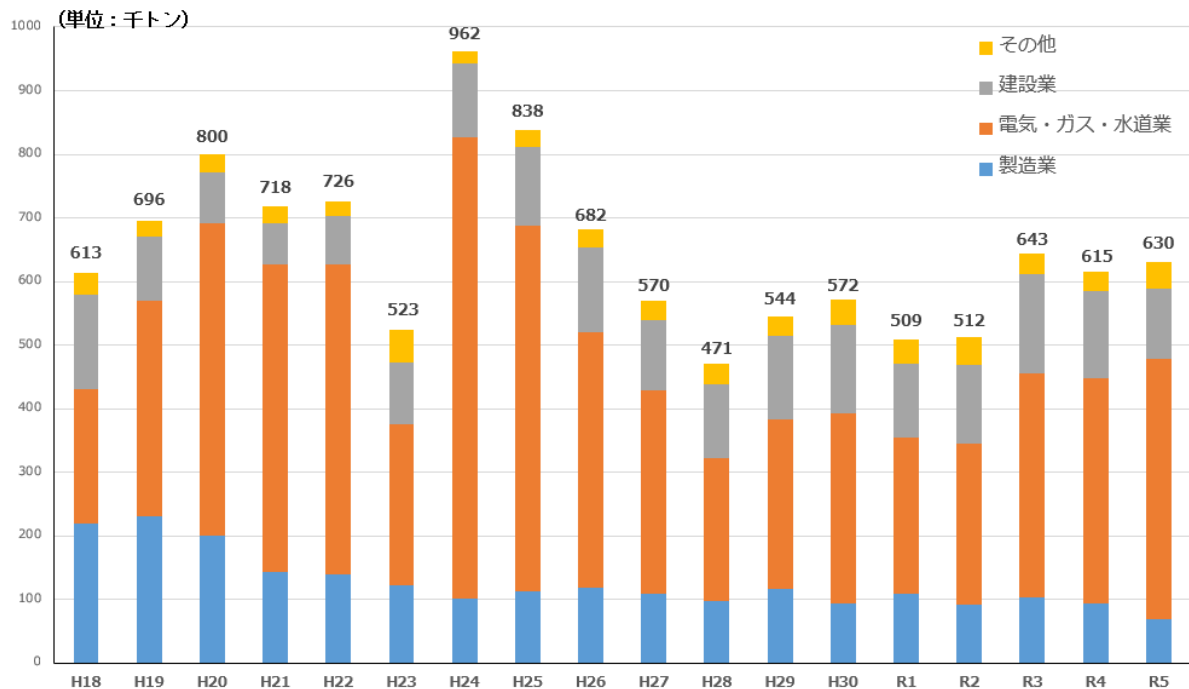


図5 産業廃棄物の最終処分量の推移（業種別）

4 産業廃棄物税の施行状況

（１）納入・納付事業者数

納入・納付事業者数は、令和５年度で、特別徴収義務者数(※１)が２１、自社最終処分事業者数が１０(※２)、特例納付事業者数(※３)が４となっている。

※１ 特別徴収義務者とは、特別徴収により納税義務者から税を徴収し、県に納める事業者をいう。

※２ 特例納付事業者でもある２者を除いている。

※３ 特例納付事業者とは、課税標準の特例（年間最終処分量１万トンを超える場合は、その超える部分については重量に１／２を乗じたものを課税標準とする）を受けるために知事の承認を受けた事業者をいう。

（２）税収等の推移

各年度の税収等は表３のとおりである。

平成２２年度までは、年度ごとの変動はあるものの、おおむね同程度で推移したが、平成２３年度は震災により産業活動が停滞した影響などにより税収額が減少した。

平成２４年度は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事などにより税収額が増加し、その後減少傾向にあったが、平成２９年度、平成３０年度は緩やかに増加した後、再度減少傾向に転じ、令和４年度から改めて上昇した。

なお、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金（福島県産業廃棄物税基金条例（平成１８年福島県条例第１５号））を設け、管理している。

表 3 産業廃棄物税の推移

(単位：千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
税収額 ①	379,567	570,641	604,211	497,557	580,828
積立額 ②	353,164	531,493	564,020	463,769	555,601
事業充当額 ③	206,956	301,077	537,297	497,900	496,841
基金残高 ④	146,208	376,624	403,347	369,216	427,976

年度	H23	H24	H25	H26	H27
税収額 ①	470,554	765,997	706,742	636,854	594,811
積立額 ②	438,187	713,015	658,495	592,658	553,845
事業充当額 ③	295,888	402,832	622,833	657,746	707,983
基金残高 ④	570,275	880,458	916,121	851,033	696,895

年度	H28	H29	H30	R元	R2
税収額 ①	468,806	476,350	518,167	477,022	438,144
積立額 ②	437,202	468,789	483,427	443,974	467,650
事業充当額 ③	406,549	430,631	434,585	422,248	525,552
基金残高 ④	727,548	765,706	814,548	836,274	778,372

年度	R3	R4	R5	R6(当初予算)
税収額 ①	416,800	418,748	450,312	435,000
積立額 ②	382,969	393,368	418,741	404,572
事業充当額 ③	573,361	550,714	473,971	496,869
基金残高 ④	587,980	430,634	375,404	283,107

※④＝②－③＋前年度の基金残高

(3) 事業者別の税収状況

表 3 で示した税収額のうち、特別徴収義務者、課税の特例を受ける自社処分事業者及び特例納付事業者ごとの税収の推移は表 4 のとおりである。

自社処分事業者の納税額は平成 19 年度の約 390 万円から令和 5 年度には約 70 万円に減少しており、全体の税収額に占める割合は小さい。

また、特例納付事業者の納税額は、東日本大震災による産業活動の停滞などにより減少した後、石炭火力発電所から排出される「ばいじん」の再生利用が進まなかったことなどによる増加がみられたが、その後の「ばいじん」の再生利用の進展により減少傾向にあり、過去最大だった平成 24 年度の約 3 億 4 千万円から、直近の令和 5 年度には約 1 億 7 千万円に減少した。全体の税収額に占める割合も一時は低下したが、近年は上昇している。

表 4 産業廃棄物税の推移（調定額ベース）

（単位：千円）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
特別徴収義務者	282,916	413,483	376,276	289,104	329,482	373,150	402,112
自社処分業者（※）	5,794	3,864	4,013	3,029	3,702	2,394	1,882
特例納付事業者	90,857	153,293	223,922	205,424	260,534	104,230	340,061
合計	379,567	570,640	604,211	497,557	593,718	479,774	744,055

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
特別徴収義務者	402,872	463,152	414,417	351,532	351,878	373,658	334,579
自社処分業者（※）	1,784	1,883	2,649	2,351	2,480	1,954	2,600
特例納付事業者	302,086	172,539	177,746	114,929	121,987	142,556	139,843
合計	706,742	637,574	594,812	468,812	476,345	518,168	477,022

年度	R2	R3	R4	R5
特別徴収義務者	325,938	280,856	291,101	275,068
自社処分業者（※）	1,819	1,611	1,277	737
特例納付事業者	110,387	134,333	126,370	174,507
合計	438,144	416,800	418,748	450,312

※特例納付事業者を除く

（４）充当事業の実績

ア 産業廃棄物税を活用した前回見直し以降の目的別の事業充当額と事業数は表５のとおりである（詳細は参考資料）。

表 5 目的別の事業充当額と事業数

（単位：千円）

年度 目的	R1	R2	R3	R4	R5	5カ年合計
産業廃棄物排出量の抑制	53,207 10事業	96,951 12事業	78,510 14事業	90,050 13事業	62,235 10事業	380,953 59事業
リサイクル(物質循環)の推進	42,991 5事業	61,818 6事業	96,398 4事業	61,982 4事業	46,988 4事業	310,177 23事業
産業廃棄物の適正処理の推進	193,361 7事業	189,343 6事業	201,958 8事業	208,881 8事業	199,178 7事業	992,721 36事業
産業廃棄物処理業の振興	5,918 1事業	0 0事業	5,456 1事業	9,583 1事業	12,687 1事業	33,644 4事業
産業廃棄物処理施設の整備促進	19,030 2事業	17,406 2事業	39,990 2事業	33,265 2事業	27,559 2事業	137,250 10事業
産業廃棄物に関する 県民理解の促進	107,585 7事業	159,858 8事業	151,049 6事業	146,953 7事業	125,324 7事業	690,769 35事業
その他産廃税の目的に 適合する事業	156 1事業	176 1事業	0 0事業	0 0事業	0 0事業	332 2事業
合計	422,248 33事業	525,552 35事業	573,361 35事業	550,714 35事業	473,971 31事業	2,545,846 169事業

イ 令和元年度からの5か年で、産業廃棄物税を活用した主な事業は次のとおりである。

産業廃棄物排出量の抑制

380,953千円

○産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（生活環境部）

排出事業者が排出抑制等を目的として行う、施設や設備の整備について、令和元年度から令和5年度までの5か年で6事業者に対し、69,544千円の補助金を交付した。

また、産業廃棄物処理施設への高度な処理技術導入や維持管理等のための調査研究に対しての補助金（1事業者に対し、762千円）を交付した。

○産業廃棄物排出処理状況確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物の適正処理等を推進するため、毎年、県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの状況を調査し、公表した。

リサイクル（物質循環）の推進

310,177千円

○エコ・リサイクル製品普及拡大事業（生活環境部）

産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定、普及啓発等に総合的に取り組んだ。

令和元年度から令和5年度までの5か年でエコ・リサイクル製品24件を認定し、令和6年3月31日現在で50件（26事業者）となっている。

エコ・リサイクル製品には、石炭灰や銅スラグを使用した側溝等の土木用製品、製材端材等を使用した合板等の建築用製品などがある。

○環境にやさしいモデル工事推進事業（土木部）

省エネルギー、省資源、リサイクル、生態系保全の4つをキーワードとした建設資材を使用するモデル工事を行うことにより、環境資材の使用機会を拡大し、認識を高めた。

令和元年度から令和5年度までの5か年で県公共工事で石炭灰や銅スラグを使用した側溝などの環境資材を使用した。

○紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業（生活環境部）

猪苗代湖の水質を復活させ、未来の世代に継承していくため、県民が一丸となった水環境保全に向けた活動を推進した。県民と漂着ごみの回収等を行うことで意識啓発を行ったり、刈り取った水生植物を有効利用したりすることにより地域の資源循環を推進した。

令和3年度に整備したヒシ刈取船を令和4年度から運用し、水環境保全の取組を強化した。

産業廃棄物の適正処理の推進

992,721千円

○不法投棄防止総合対策事業（生活環境部）

産業廃棄物不法投棄監視員や監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実を図るとともに、不法投棄防止活動を行っている団体に補助金を交付するなど不法投棄防止のための総合的な対策を実施した。

県内各市町村に不法投棄監視員を配置して年間約3,000日の監視活動を行ったほか、不法投棄防止の啓発活動を行った8団体に補助金を交付するなどの事業を実施した。

平成19年度以降、産業廃棄物の不法投棄件数は、おおむね横ばいとなっている。

○産業廃棄物業者情報提供環境整備事業（生活環境部）

産業廃棄物処理業者等情報管理システムを構築し処理業者の許可情報をインターネット上で公開することにより、排出事業者が安心して廃棄物の処理を委託できる環境を整えた。

○ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物最終処分場に埋め立てされる燃え殻及び処分場からの放流水に含まれるダイオキシン類の濃度調査を行った。

令和元年度から令和5年度までの5か年で、放流水を91施設で調査した。

○産業廃棄物税交付事業（生活環境部）

中核市（福島市、郡山市、いわき市）が行う、産業廃棄物税の目的に合致した事業の実施に対し、交付金を交付した。

○産業廃棄物不適正処理監視強化事業（警察本部）

県民の日常生活に直結する犯罪を取り締まるため、徹底した捜査活動を推進することを目的として、廃棄物処理法違反事件への対応に必要な資機材を警察本部及び各警察署に配備した。

産業廃棄物処理業の振興

33,644千円

○産業廃棄物処理業総合支援事業（生活環境部）

産業廃棄物処理業務を担う人材の確保や育成、産業廃棄物の処理に関する住民理解の促進を図る取組に対し補助を行った。

○産業廃棄物処理業務研修会開催事業（生活環境部）

産業廃棄物排出事業者及び処理業者を対象に、産業廃棄物の適正処理に係る基礎的な知識や関係法令の最新の改正内容に関する研修会を開催した。

産業廃棄物処理施設の整備促進

137,250千円

○ダイオキシン類発生源総合調査事業（生活環境部）

産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発生源施設の立入調査を実施し、事業者に対する当該施設の適正管理等の指導を実施した。また、当該施設による環境への影響を確認するため、環境中の大気や水質等の調査を実施した。

○アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業（生活環境部）

石綿含有廃棄物処理施設や建築物解体工事現場等の周辺及び一般環境の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握し、事業者への指導を行う等により健康被害の防止を図った。

産業廃棄物に関する県民理解の促進

690,769千円

○PCB廃棄物適正処理促進業務（生活環境部）

PCB廃棄物等が処分期間内に確実に処分されるよう、県内の工場・事業場やPCB廃棄物保管事業者等に対してアンケート調査による実態把握や立入検査を実施した。

（処分期間：トランス等は令和3年度、安定器等は令和4年度、低濃度PCB廃棄物は令和8年度）

○環境教育等促進事業（環境教育副読本作成事業）（生活環境部）

小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本を作成し、県内の学校への配布、授業における活用等を通じ、廃棄物の適正処理に関する理解の促進を図った。

○オールふくしまECO推進プロジェクト（生活環境部）

県民一人当たりのごみ排出量の削減を含めた環境意識の啓発及び具体的実践の取組を促進するため、スマートフォンアプリを活用したキャンペーンを実施し、県民全体に対しての啓発を図った。

○環境創造センター運営事業（生活環境部）

原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の取組を総合的に実施した。

その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

332千円

○産業廃棄物税管理事業（生活環境部）

本県において平成18年度から導入している産業廃棄物税について、制度見直しのための環境審議会を開催した。

(5) 排出事業者等へのアンケート結果

産業廃棄物税の認知度や効果等を把握するため、税を負担している県内の排出事業者等に福島県かんたん申請・申込システムにより調査を行った。その結果、現在の税制度に対する理解は、おおむね得られており、事業者への排出抑制・再生利用促進の意識付けの効果は一定程度あることがうかがえた。

時期 令和6年4月

対象 排出事業者 99者

処理業者 529者

① 産業廃棄物税について知っていましたか。

	(排出事業者)	(処理業者)
・ 税制度や導入目的を知っていた	46%	45%
・ 税制度は知っていたが、導入目的は知らなかった	26%	28%
・ 税制度を知らなかった	28%	27%

② 課税により排出抑制や再生利用の促進に効果があると思いますか。

	(排出事業者)	(処理業者)
・ 効果がある／多少効果がある	63%	62%
・ 効果はない／効果はあまりない	37%	38%

③ 産業廃棄物の排出抑制・再生利用等が促進されましたか。

	(排出事業者)	(処理業者)
・ 促進された	59%	57%
・ 促進されなかった	32%	31%

④ 自社処分又は委託による最終処分量の変化はありましたか。

	(排出事業者)	(処理業者)
・ 減少した／やや減少した	37%	32%
・ 増加した／やや増加した	18%	6%

(6) 自社最終処分事業者へのアンケート結果

自社最終処分事業者10者のうち令和5年度に産業廃棄物税の納税実績があった5者を対象に郵送により調査を行った。その結果、令和元年度から最終処分量は変化なし又は減ったとの回答であり、また、多くの事業者で再生資源化等により最終処分量削減に取り組んでいた。

時期 令和6年5月

対象 自社最終処分事業者（令和5年度産業廃棄物税納付業者） 5者

表 6 自社最終処分事業者へのアンケート調査結果

事業者名 質問	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
【問 1】 現在、貴社の自社最終処分場の稼働状況について	稼働中	稼働中	稼働中	埋立終了 (令和5年 12月30日)	稼働中
【問 2】 令和元年度からの自社最終処分場における処分量の推移について	減った	減った	変化なし (産廃税導入前よりは減少)	変化なし (産廃税導入前よりは減少)	変化なし (産廃税導入前よりは減少)
【問 3】 最終処分量削減のため、「現在行っている取組」及び「今後検討している取組」について	【現在行っている取組】 ・リサイクル化	【現在行っている取組】 ・再資源化の検討に取り組んでいる。 ・排出の抑制（製品ロス削減等）の検討	【現在行っている取組】 ・汚水の発生抑制に取り組んでいる。	【現在行っている取組】 なし	【現在行っている取組】 ・可能な限り有効利用可能な許可業者へ外部委託し、単純焼却および埋立処分量を低減させている。
	【検討している取組】 ・歩留り向上、リサイクル率アップ	【検討している取組】 同上	【検討している取組】 特になし	【検討している取組】 なし	【検討している取組】 ・廃棄物の有効利用を継続するために、廃棄物の品質維持および向上させる新たな設備の導入を検討している。
【問 4】 最終処分量の今後の見込み（計画量等）について	・減少する見込み	・最終処分量削減への取組等により減らしていきたいと考えている。	・毎年度、生産量に大きな変化がないため、排出量も昨年度と同程度となる見込。	なし	・有効利用可能な許可業者への委託および廃棄物の発生抑制に努め、ほぼ横ばいを見込む。

(7) 特例納付事業者へのヒアリング調査結果

特例納付事業者 4 者を対象にヒアリング調査を行った。全ての事業者で再生資源化等により最終処分量削減に取り組んでおり、埋立量削減に課題がある中でも、更なる削減を進めようと検討していた。

時期 令和 6 年 7 月

対象 特例納付事業者 4 者

表 7 特例納付事業者へのヒアリング調査結果

質問	事業者名	F 社	G 社	H 社	I 社
特例制度について		継続希望	継続希望	継続希望	継続希望
埋立量の削減が難しい理由について		・セメント原料需要の減少に伴う、再生利用量の減少。 ・悪天候による石炭灰輸送停止。 ・石炭灰の排出量の多い時期と、再生利用先であるセメント需要の多い時期が合わない。	・セメント原料需要の減少に伴う、再生利用量の減少。 ・石炭灰の排出量の多い時期と、再生利用先であるセメント需要の多い時期が合わない。	・再生利用が難しい	・セメント原料需要の減少に伴う、再生利用量の減少。 ・悪天候による石炭灰輸送停止。 ・石炭灰の排出量の多い時期と、再生利用先であるセメント需要の多い時期が合わない。
埋立量削減の取組について		【現在行っている取組】 ・再資源化（セメント原料）の実施。	【現在行っている取組】 ・再資源化（セメント原料）の実施。	【現在行っている取組】 ・歩留まりの改善による、廃棄物排出量の削減。	【現在行っている取組】 ・再資源化（セメント原料、土木資材）の実施。
		【今後検討している取組】 ・セメント需要が高くなる時期まで、石炭灰の一次保管。	【今後検討している取組】 ・セメント需要が高くなる時期まで、石炭灰の一次保管。	【今後検討している取組】 ・セメント原料化	【今後検討している取組】 ・特になし
その他		・制度廃止時は、電気料金に転嫁する可能性がある。	・制度廃止時は、電力単価に影響するおそれがある。	・埋立廃棄物を多く排出している事業を、今後、廃止する予定。	

（８）併せ産廃の状況調査結果

県内の全市町村及び一部事務組合を対象にアンケート調査を行った。８自治体において併せ産廃を受け入れているとの回答があり、うち５自治体で併せ産廃の受入量を把握していたが、残りの３自治体では産業廃棄物と一般廃棄物の区分等を行っていないため把握できておらず、また、焼却処理等後の埋立量を把握している自治体は１自治体のみであった。また、３自治体では受入中止を検討しているとの回答があった。

時期 令和6年7月

対象 県内市町村・一部事務組合（55自治体から回答）

併せ産廃の受入自治体 8自治体

福島市、郡山市、三春町、伊達地方衛生処理組合、
安達地方広域行政組合、石川地方生活環境施設組合、
会津若松地方広域市町村圏整備組合、
喜多方地方広域市町村圏組合

問1 併せ産廃を受け入れているか

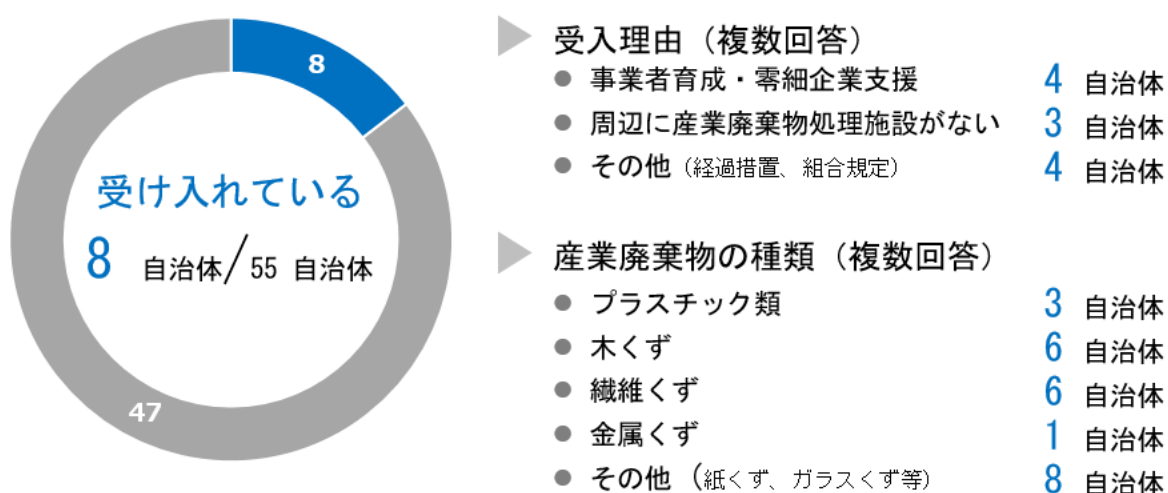


図6 併せ産廃の受入状況

問2 受入量を把握しているか

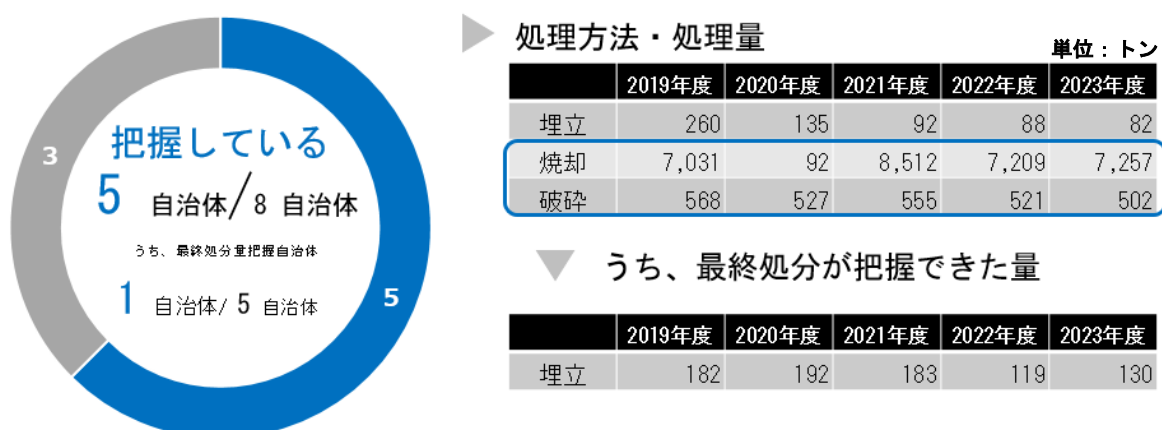


図7 併せ産廃の受入量の把握状況

問3 受入を中止する予定はあるか

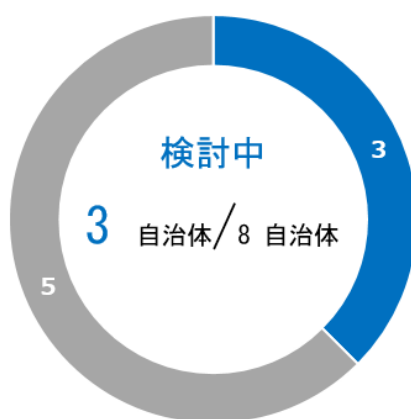


図8 今後の併せ産廃の受入予定

5 産業廃棄物税の今後の在り方について

(1) 税制度の継続の必要性

(税の目的)

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用の推進等の施策をより一層推進する。

① 現状

ア 税導入による県内排出量に関する排出抑制等効果

東日本大震災や景気の動向による影響、循環型社会の形成に向けた総合的な取組の中で、産業廃棄物税のみによる効果を検証することは困難であるが、税を導入した平成18年度から東日本大震災前の平成22年度まで県内排出量は減少し、その後震災による増減が見られるものの、平成29年度以降は緩やかにではあるが減少傾向にあり、平成18年度よりも低いレベルを維持している。

また、令和元年度以降、令和5年度までの5か年に実施した産業廃棄物税充当事業により、産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備支援事業では、6事業者に対し、汚泥及び廃プラスチック類の処理設備の整備費用を一部補助し、推計で約931トンの汚泥などの産業廃棄物が削減されたほか、エコ・リサイクル製品の認定数も50件となっている。この他、不法投棄監視員による年間約3,000日の監視活動等の不法投棄監視体制の充実などにより、不法投棄件数は少なくとも増加傾向が見られないなど、着実に排出抑制等の実現に向けた取組を進めてきた。

イ 循環型社会形成促進効果

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を推進していくためには、法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産業廃棄物税などの経済的手法など、適切な施策を組み合わせることにより対応していくことが重要である。

その中で、産業廃棄物税については、排出事業者等へのアンケートにおいて6割以上が「効果がある／多少効果がある」と回答しているなど、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に一定の効果があると考えられ、その役割は大きい。

ウ 他県との均衡

全国では27道府県が平成14年以降、順次産業廃棄物税を導入し、東北地方では本県を含む6県全てで導入している。なお、現時点（令和6年4月）では、それぞれ見直し等を経て全ての27道府県が制度を継続している。

② 在り方

持続可能な循環型社会を形成していくためには、現在の税制度を引き続き、継続することが適当であると考える。

(2) 税制度

① 課税方式等

○納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

○課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

○徴収方法

「最終処分業者特別徴収方式」

- ・排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収とする。
- ・排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

ア 現状

制度開始から18年以上が経過し、確実に徴収され、滞納もないなど、制度自体は既に定着しているものと考える。

徴収方法については、最終処分業者が特別徴収義務者として徴収する「最終処分業者特別徴収方式」であり、本県を含む25道府県で採用されている。「最終処分業者特別徴収方式」は、賦課徴収に係る事務作業や不申告・不正確な申告などに対する税務調査に要する時間・経費等（徴税コスト）を抑えられることや、税収の安定化を図ることが可能である。他の徴収方法としては、排出事業者が申告納付する「事業者申告納付方式」があり、三重県及び滋賀県で採用されている。「事業者申告納付方式」は、排出事業者が産業廃棄物の管理主体であることを意識づけることや、納税を通じて産業廃棄物税を経営面での明らかな負担と認識させることなど、環境政策上において、原理的な優位性がある。

イ 在り方

税制度が定着しており、課税方式等の見直しが必要となる大きな課題等はないことから、引き続き、現行の課税方式等を継続することが適当であると考える。

なお、産業廃棄物の排出事業者が納税義務者であることを認識し、税制面から排出量・最終処分量の削減を意識するよう、産業廃棄物税の更なる周知を図る必要がある。

② 税率

1,000円/トン

ア 現状

制度開始後18年以上が経過し、制度自体が定着し、また、県内の企業活動に多大な影響を与えているものではないと考える。

令和元年度から令和5年度までの税収額の状況について、令和元年度から令和4年度までは4億8千万円から4億1千万円程度までの減少傾向を示しているが、令和5年度は4億5千万円に増加しており、税充当事業費は、4億2千万円から約5億7千万円程度で推移している。

税収入は基金として積み立てており、令和5年度末の基金残高見込みは約3億7千万円となっている。

基金残高は、引き続き産業廃棄物の排出抑制・再生利用等の推進のため税充当事業への財政需要があり減少傾向にある。

イ 在り方

産業廃棄物税を導入している全27道府県でトン当たり1,000円であり、他自治体との均衡が図られていることから、引き続き、現行の税率を継続することが適当であると考ええる。

③ 課税の特例

○自社最終処分の場合

排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に2分の1を乗じたものを課税標準とする。

○特例納付事業者の場合

排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に2分の1を乗じたものを課税標準とする。

ア 自社最終処分の場合

(ア) 現状

多額の投資や努力により自社処分場を確保し、自ら処理することで排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられた制度である。

この制度の対象となる事業者（特例納付事業者を除く。）は、10事業者であるが、うち1事業者が令和5年度中に埋立を終了した。令和元年度から令和5年度の納税額は、260万円から70万円程度に減少しており、税収額全体に占める割合も約0.2～0.5%となっている。

全国では産業廃棄物税を導入している27道府県のうち、8県が自社最終処分について非課税又は軽減措置を規定している。

令和5年度に納税のあった自社最終処分事業者に対して実施したアンケート調査では、各者から最終処分量の削減に取り組んでいることについて説明がなされており、前回の在り方検討時である令和元年度、又は産業廃棄物税制度の始まった平成18年度に比べ、最終処分量が減少したと回答している。

(イ) 在り方

自社最終処分事業者による再生資源化の取組が進み、自社最終処分量が減少傾向を示しているが、環境への影響を最小にすることに更に努める必要がある。引き続き、自社処分事業者に対して更なる最終処分量の削減を促しつつ、多額の投資や努力により自社処分場を確保し、排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられたこの制度の趣旨を踏まえ、当該制度を維持することが適当であると考ええる。

イ 特例納付事業者の場合

(ア) 現状

排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられた制度である。

全国では産業廃棄物税を導入している27道府県のうち、2県が多量埋立について軽減措置を規定している。

本制度の適用事業者は4事業者（4施設）で、令和元年度から令和5年度の納税額の合計は1億1千万円から1億7千万円程度で推移し、税収額全体の約25～39%を占めている。

同事業者に対して実施したヒアリング調査では、各社から再生利用による最終処分量の削減に取り組んでいるが、リサイクル先の確保など更なる削減には課題があり難いため、特例納付制度の継続について要望があった。

(イ) 在り方

○ 地方税法における法定外目的税の規定等

平成16年度の地方税法改正により、法定外目的税の新設又は変更の際、特定・少数の納税者が税収の大半を納税することとなる場合は、納税者の理解を得るよう努めることが必要とされている。

現在、特例納付事業者の納税額は、4者で産業廃棄物税の納税総額の3割程度と高い割合となっており、特に1者（A社）は既に継続して納税総額の10分の1を超過し、また、特例納付を見直した場合には、別のもう1者（B社）も継続して10分の1を超過する見込みである。

したがって、特例納付制度の廃止に当たっては、両者の十分な理解を得る必要があるが、上記「(ア) 現状」のとおり、特例納付事業者へのヒアリング調査において、「これまで廃棄物の再生利用等に取り組んでおり、更なる埋立量の削減方策を検討しているが難しい」「特例納付制度の継続を希望する」としており、今回の見直しでは増税となる特例納付制度の廃止に理解を得ることが難しい状況にある。

表1 特例納付事業者の納税額及び納税総額に占める割合

年度	R1	R2	R3	R4	R5	合計
A社 納税額（百万円）	76.9	61.0	52.8	41.3	99.1	331.2
納税総額に占める割合（％）	<u>16.1</u>	<u>13.9</u>	<u>12.7</u>	9.9	<u>22.0</u>	<u>15.0</u>
B社 納税額（百万円）	36.3	25.2	53.7	54.5	43.4	213.0
納税総額に占める割合（％）	7.6	5.8	<u>12.9</u>	<u>13.0</u>	9.6	9.7
特例納付事業者の 納税額計（百万円）	139.8	110.4	134.3	126.4	174.5	685.4
納税総額に占める割合（％）	29.3	25.2	32.2	30.2	38.8	31.1
合計（百万円）	477.0	438.1	416.8	418.7	450.3	2,201

○ 直近の社会情勢等

特例納付事業者の多くは、社会基盤を支える発電事業者であり、その事業活動は社会情勢や気候などに左右されるため、発電により発生する産業廃棄物（石炭灰等）の量を自らがコントロールすることが難しいことから、増税による埋立量削減のインセンティブとなりにくい。

また、円安や変動する国際情勢等が物価高騰に拍車をかけていることも踏まえ、増税となる特例納付制度の廃止は各事業者の経営状況に影響を与え、電気料金の値上げなど社会的・経済的に広く影響が及ぶ可能性がある。

○ 産業廃棄物の排出量抑制

現状において、廃棄物処理計画で定める産業廃棄物の排出量の目標値「770万t/年以下」を達成しており、排出量を抑制するという産業廃棄物税の目的は達成できているものと認められる。

○ 福島県地方税制等検討会意見

本特例に関しては、福島県地方税制等検討会の委員から「本税の趣旨と当該特例は相容れない」ことや、「現時点での改正が困難としても、段階的に縮小あるいは最終的には廃止を見据えた検討を行うべき」との意見をいただいております。「納税義務者の経営状況・排出抑制に関する状況等を踏まえながら、将来的に、特例の段階的縮小あるいは廃止を含む抜本的な見直しを検討すべき」と報告されている。

これらを総合的に勘案し、引き続き特例納付事業者に対して最終処分量の削減を促しつつ、特定の納税者に高額な税負担がかからないように設けた制度創設時の趣旨や、税負担者の理解を求める法定外目的税の制度、変動する国際情勢等により続く物価高騰による地域経済や社会への影響等を踏まえ、今次見直しに当たっては当該制度を維持することが適当であると考えます。

また、福島県地方税制等検討会の意見を踏まえ、本特例については、特例納付事業者の経営状況や取組状況、社会情勢等を見極めながら、引き続き検討を進めるべきである。

④ その他（併せ産廃）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物（併せ産廃）は課税対象としていない。

ア 現状

市町村及び一部事務組合に対して実施したアンケート調査では、一般廃棄物と併せて処理される産業廃棄物（併せ産廃）について、8自治体において受け入れているとの回答があり、うち5自治体で受け入れた産業廃棄物の搬入量を把握していたが、課税の対象となる焼却や破砕処理後の埋立量を把握しているのは1自治体であった。

イ 在り方

一般廃棄物と併せて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、これまで以下の理由により、課税の対象外としてきた。

- 廃棄物受け入れ段階での産業廃棄物の量の把握が困難である。
（一般廃棄物との区分等のために大幅な業務量の増加が見込まれる）。
- 焼却や破砕処理後の最終処分量の把握が困難である。
- 実施自治体数や受入施設数は、制度開始後と比べて減少している。
- 実施自治体における受入の理由は、地域の事業者育成、零細企業支援等となっている。

今回のアンケート調査により、併せ産廃の受入を実施している8自治体のうち5自治体において併せ産廃の受入量を把握していることが判明した。しかし、他の3自治体では廃棄物の受け入れ段階での産業廃棄物と一般廃棄物の区分等を行っていないため把握できておらず、今後区分するには大幅な負担の増加が見込まれ（徴税コスト）、また、併せ産廃の焼却や破砕処理後の最終処分量を把握しているのは1組合のみであり把握が困難である（課税手法）。

その他、併せ産廃を受け入れている自治体は、地域の事業者育成や零細企業支援等を目的に行っており、産業廃棄物税を課すことは市町村等の目的に反することから、現状を維持することが適当であると考えられる。

なお、現在、3自治体で併せ産廃の受入中止を検討しており、併せ産廃の受入自治体が減少していく可能性がある。

(3) 税の使途

① 現状

産業廃棄物税の充当事業は、前回（令和２年度）答申の中で産業廃棄物税の目的に適合した事業を選定している。

(充当方針)

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・産業廃棄物の排出抑制、減量化の取組への支援
- リサイクル(物質循環)の推進
 - ・リサイクルの取組への支援
 - ・廃プラスチック類の再生利用等の推進
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・事業者に対する適正処理の啓発
 - ・不法投棄未然防止対策の推進
 - ・産業廃棄物処理業者情報の公開
 - ・電子マニフェスト導入の推進
- 産業廃棄物処理業の振興
 - ・優良な産業廃棄物処理業者の育成
 - ・処理技術向上に向けた人材の育成
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用施設整備への支援
 - ・処理施設に対する地域住民の安全・安心の確保
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・環境教育、学習の振興（産業廃棄物処理施設の活用等）
 - ・産業廃棄物、税制度に関する県民理解の促進（広報、普及啓発）
- その他産廃税の目的に適合する事業

② 在り方

産業廃棄物税は、引き続き充当方針に適合した事業の財源とすべきである。特に福島県ならではの特色がある循環産業育成や産業廃棄物の再生利用を促す事業については配慮する必要がある。

また、産業廃棄物税を活用する事業については、計画から評価、見直しを適切に行い、産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業に充当すべきである。

6 その他

社会経済情勢の推移や税制度の施行状況を勘案し、制度見直しの機会を確保する観点から、一定期間（５年程度）を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。

他道府県における産業廃棄物税の概要

令和6年4月現在

道府県名	施行年月日	名称	課税方式	税額等(円／t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
北海道	平成18年10月1日	循環資源利用促進税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
青森県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
岩手県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
宮城県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
秋田県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円／t	課税	制度継続
山形県	平成18年10月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
福島県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分場への搬入及び年間最終処分量が1万t超の部分については課税標準を1／2	課税(軽減あり)	制度継続
新潟県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
愛知県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円／t	課税(軽減あり)	制度継続
三重県	平成14年4月1日	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量1000t未満は免税	課税	制度継続
滋賀県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量500t未満は免税	課税	制度継続
京都府	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
奈良県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
鳥取県	平成15年4月1日	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道から生じた汚泥、その燃えがら等は非課税	非課税	制度継続
島根県	平成17年4月1日	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
岡山県	平成15年4月1日	産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
広島県	平成15年4月1日	産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続
山口県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続

道府県名	施行年月日	名称	課税方式	税額等(円／t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
愛媛県	平成19年4月1日	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円／t ・他者処分場の設置費用負担者は750円／t	課税(軽減あり)	制度継続
福岡県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税	課税	制度継続
佐賀県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
長崎県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
熊本県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・指定副産物(石炭灰に限る)の埋立処分は税額の1／4を減免 ・自社処分(管理型最終処分場)は税額の1／4を減免	課税(軽減あり)	制度継続
大分県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税 ・年間搬入量1万t超は税率軽減	課税	制度継続
宮崎県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
鹿児島県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
沖縄県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分(管理型最終処分場)は、重量の1／4を控除 ・最終処分業者設置の最終処分場がない離島で発生した産業廃棄物を市町村が設置した最終処分場に搬入する場合免税	課税(軽減あり)	制度継続

(注) 税額の※は減免等があるもの

令和6年法定外税の状況(総務省)、令和4年愛媛県調査結果、各自治体HPの情報等を基に作成

産業廃棄物税充当事業一覧(R1～R5)

(単位:千円)

部局名	事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4決算額	R5決算額	5力年合計
1	産業廃棄物排出量の抑制	53,207	96,951	78,510	90,050	62,235	380,953
生活環境部	産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	14	33,370	12,328	20,115	7,604	73,431
生活環境部	産業廃棄物排出処理状況確認調査事業	22,172	23,114	24,876	25,246	26,464	121,872
生活環境部	海岸漂着物等地域対策推進事業		637	555	4,822	402	6,416
生活環境部	ごみ減量化推進プロジェクト			13,547	11,839	6,324	31,710
生活環境部	食品ロス削減推進計画策定事業		17,419				17,419
生活環境部	食品ロス削減推進事業	7,806	6,192	10,995	2,910	2,513	30,416
生活環境部	3 R 総合推進事業	5,112					5,112
生活環境部	環境保全対策推進事業	1,580	228	371	39	21	2,239
生活環境部	ふくしまエコオフィス推進事業	4,453	4,247	3,033	3,162	2,208	17,103
生活環境部	未来を創る子どもたちの省エネ意識向上事業	1,892	2,482	2,754	2,227		9,355
生活環境部	地球温暖化対策事業	6,114	5,767	6,687	12,025	10,686	41,279
生活環境部	地球にやさしいふくしまライフスタイル普及啓発事業	1,564	739	864			3,167
商工労働部	セルロースナノファイバー複合材料の開発	2,500	2,011	1,086			5,597
商工労働部	太陽光発電の直流電源直接利用によるめっき廃液処理システムの開発・実用化研究		745	795	1,044		2,584
農林水産部	豚の安定生産・高付加価値化技術の開発			480	959	903	2,342
農林水産部	環境と共生する農業再生事業（農業用使用済プラスチック適正処理推進事業）			139	798		937
農林水産部	畜産環境整備事業（家畜排せつ物等循環利用促進事業）				4,864	5,110	9,974
2	リサイクル(物質循環)の推進	42,991	61,818	96,398	61,982	46,988	310,177
生活環境部	福島県内における資源回収量に係る実態調査	5,831	5,216	3,354	3,366		17,767
生活環境部	エコ・リサイクル製品普及拡大事業	7,948	5,656	8,515	9,450	9,315	40,884
生活環境部	紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業	7,325	5,716	64,614	35,126	29,219	142,000
生活環境部	猪苗代湖流域内資源循環支援モデル事業		23,942				23,942
商工労働部	産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業（廃棄太陽電池パネルの銅配線回収技術の開発）					954	954
農林水産部	大吟醸酒粕給与豚肉の生産確立事業	1,900	798				2,698
土木部	環境にやさしいモデル工事推進事業	19,987	20,490	19,915	14,040	7,500	81,932
3	産業廃棄物の適正処理の推進	193,361	189,343	201,958	208,881	199,178	992,721
生活環境部 (危機管理部)	不法投棄防止総合対策事業	130,547	132,977	141,818	150,259	143,443	699,044
生活環境部	産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	2,220	1,876	2,243	1,221	1,688	9,248
生活環境部	ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業	2,281	2,368	2,393	1,329	2,198	10,569
生活環境部	産業廃棄物税交付事業	45,063	46,000	46,000	43,943	42,737	223,743
生活環境部	災害廃棄物対策・理解促進事業	7,040		1,078	2,008		10,126
生活環境部	事業場等水質保全対策事業	3,140	3,000	3,299	4,567	3,781	17,787
生活環境部	水環境調査指導費	3,070	3,122	3,158	4,018	3,944	17,312
警察本部	産業廃棄物不適正処理監視強化事業			1,969	1,536	1,387	4,892
4	産業廃棄物処理業の振興	5,918	0	5,456	9,583	12,687	33,644
生活環境部	産業廃棄物処理業務研修会開催事業	5,918		5,456			11,374
生活環境部	産業廃棄物処理業総合支援事業				9,583	12,687	22,270
5	産業廃棄物処理施設の整備促進	19,030	17,406	39,990	33,265	27,559	137,250
生活環境部	ダイオキシン類発生源総合調査事業	17,123	15,511	16,661	13,757	11,956	75,008
生活環境部	アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業	1,907	1,895	23,329	19,508	15,603	62,242
6	産業廃棄物に関する県民理解の促進	107,585	159,858	151,049	146,953	125,324	690,769
生活環境部	P C B 廃棄物適正処理促進業務	49,295	86,954	73,755	50,865	42,100	302,969
生活環境部	産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業	4,670	4,631				9,301
生活環境部	産業廃棄物最終処分場理解促進支援事業	730	849				1,579
生活環境部	環境教育等促進事業（環境教育副読本作成事業）	2,409	2,410	2,428	4,767	1,799	13,813
生活環境部	オールふくしま E C O 推進プロジェクト		16,850	18,636	25,392	21,350	82,228
生活環境部	環境創造センター管理運営事業	42,106	39,969	43,624	46,773	45,011	217,483
生活環境部	ふくしま消費者市民社会推進事業				6,965	7,826	14,791
生活環境部	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	5,911	5,307	9,793	8,451	2,948	32,410
生活環境部	化学物質安全・安心社会づくり促進事業	2,464	2,888	2,813	3,740	4,290	16,195
7	その他産廃税の目的に適合する事業	156	176	0	0	0	332
生活環境部	産業廃棄物税管理事業	156	176				332